(目的)

第1 老朽化が進む宮城県第二総合運動場等の改修等や利用率向上策について検討を行うに当たり、 広く有識者からの意見聴取を行うため、宮城県第二総合運動場等整備方針に関する懇話会(以下 「懇話会」という。)を開催する。

# (所掌事務)

- 第2 懇話会で意見聴取を行う施設は、次の施設とする。
  - (1) 宮城県第二総合運動場(宮城県武道館、遠的弓道場、近的弓道場、合宿所、クライミングウォール)
  - (2) 宮城県相撲場
- 2 懇話会は前項の各施設に係る次の事項について、意見聴取を行うものとする。
  - (1) 新築、改修、廃止等の方針に関すること。
  - (2) バリアフリー化、利用率向上に向けた取組に関すること。
  - (3) その他必要な事項に関すること。

## (構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席によって開催する。

## (座長)

- 第4 懇話会に座長1名を置く。
- 2 座長は会議の進行を行う。

#### (会議)

- 第5 懇話会は知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

#### (庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県企画部スポーツ振興課において処理する。

#### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附則

- 1 この要綱は、令和5年7月11日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

# 別表 (第3関係)

| 分 野    | 構成員数 | 摘要 |
|--------|------|----|
| 学識経験者  | 2名   |    |
| スポーツ団体 | 3名   |    |